

思わぬ負担も！ 火災保険で「無料修理」の勧誘に警戒を

知人から聞いた話です。突然訪れて来た見知らぬ業者。曰く、「近所で工事している者ですが、お宅の屋根が壊れているのを見つけました」。

ウソだろうと取り合わなかったものの、自分の家の屋根は見えません。不安な気持ちにさせられ、後日別の業者に確認を依頼。屋根は壊れておらず、危うく難を逃れたといえます。

●無料修理？ 実際は高額な負担

このような訪問勧誘が現れた時、お約束となっているのが「火災保険を使えば自己負担なしで修理できる」「保険金の請求は難しい。うまく受け取れるようにサポートする」といったセールストークです。

こうした業者にはいくつかタイプがあり、住宅の点検・修理と保険金請求サポートをセットとし、契約を求める住宅業者のほか、保険金の請求サポート手数料の名目で、保険金の一部を請求する自称“コンサルタント”もいます。常套句は、「損保会社は保険金を出し惜しむ」「損害調査は一度しか行われぬ」。契約先の損保会社への不信感を煽り、自分達がさも味方であるかのように振る舞うことも決して忘れません。

無料ならばかまわないと契約したところ、無料点検と言いながら保険金の3~5割もの手数料を請求された、保険金の支払対象外の損害で保険金が支払われなかった、解約を申

し出ると高額な違約金を請求されたなど、無料どころか思わぬ負担を強いられるトラブルが、消費生活センター等に多数寄せられているのです。

災害に便乗して被災後の損壊住宅を狙う悪質訪問勧誘が増えていることは、以前から確認されていました。しかしトラブルは被災地に限らず、いまや日本全国から相談が寄せられるように。訪問勧誘だけでなく電話や投げ込みチラシ、さらにはウェブサイトで「あなたはいくらもらえるか」「無料点検実施で3万ポイント」「キャンペーン期間」とおトクを煽るサイトまで登場しています。2020年度のトラブル相談件数は約5400件と10年前の50倍超に達しましたが、未カウントの泣き寝入り案件も多数あると思われます。

東京都や埼玉県では、複数の業者が業務停止命令などの行政処分を受けており、関西では保険金をだまし取ろうとした悪質業者が逮捕されています。この問題は、いまや、深刻な社会問題の様相を呈しているのです。

●自身が詐欺罪を問われかねない

こうした悪質勧誘の際の“ツール”にされる火災保険。「内容がよくわからない」という方は多いかもしれません。そこで悪質業者は、契約者が契約内容をよく知らないことに付け込んでいきます。基本を押さえて資産を守りましょう。

火災保険は、“突然”の風水災や“偶然”起きた事故などで生じた住宅等の損害をカバーする保険です。契約にもよりますが、災害等による住宅の損害は、保険金を受け取れるかもしれません。速やかに契約先の損保会社や代理店に連絡しましょう。契約者からの報告を受けた損保会社は、現地調査に訪れたり、見積り確認や打ち合わせをしつつ、保険金請求手続きを進めるので、特段難しくはありません。また、損保会社の損害調査は証拠や根拠に基づいて行われますが、納得できなければ具体的な内容を示して話し合います。必要に応じて再調査も行われます。

なお、突然や偶然でない老朽化が原因の損害は“必然”であり、もちろん、保険金は支払われません。ところが、別の知人のところに不動産業者の紹介で訪ねて来た業者曰く、「火災保険で建物を無料修理できる。(被災の)ストーリーはこちらで作る」。災害による損害でないにもかかわらず、保険金請求を持ち掛けているのです。これは事実を偽り、保険金をだまし取ろうとする「保険金詐欺」。発覚すれば、契約者自身が損保会社から保険金返還請求を受け、契約も解除されるでしょう。それだけではありません。保険金を請求した契約者自身が詐欺罪を問われ、刑事罰に処される可能性すらあるのです。決して関わるべきではありません。

●クーリング・オフで取消が可能

業者が現れた時の基本対応は、言うまでもなく応じないことですが、断り切れず契約に至ってしまった時は「クーリング・オフ」の利用を。

契約時、訪問業者は消費者に対して特定商取引法に定める書類を交付する義務があります。これを受け取った日から8日以内は、消費者が一方的に契約を破棄できます。困ったときの相談窓口、あるいは保険金の不正請求を耳にしたときの通報窓口もあります。知っておいてください。

(クルー 清水香)

【保険金請求に絡むトラブル発生時の連絡先・相談先】

「消費者ホットライン 188 (いやや!)」消費者庁	「そんぽADRセンター」 日本損害保険協会	「保険金不正請求ホットライン」 日本損害保険協会
「188」とダイヤル、郵便番号等を入力すると、身近な消費生活相談窓口の案内を受けられる	専門の相談員による損害保険についての相談を無料で受けられる	組織・個人による損害保険契約の保険金の不正請求、その恐れがある事実を知ったときの通報窓口。不正かどうか判断に迷うケースや匿名での通報も受け付ける
Tel 188(全国共通3ヶケタ) 受付時間: 年末年始を除く 10:00~16:00 原則毎日利用可能	Tel 0570-022808 受付時間: 平日9:15~17:00	Tel 0120-271-824 受付時間: 平日9:00~17:00 (12:00~13:00除く) ※インターネット受付も可能